

ID: 140

担当部署: 教育委員会 生涯学習課 文化振興係

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	名寄市民文化センター条例 第9条ただし書		
例規番号	平成18年条例第107号		
<p>【根拠条文】 (使用料の還付) 第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用できなくなったとき。 (2) 利用者が利用前に利用許可を取り消し、又は変更の申出を行い、教育委員会がこれを認めたとき。 (3) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市民文化センター条例施行規則第10条の規定による。 (使用料等の還付) 第10条 条例第9条ただし書の規定による使用料の還付については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰すことのできない理由により利用できなくなったときは、使用料の全額を還付する。 (2) 利用期日の15日前までに利用許可の申請の取消しがあった場合は、使用料の全額を還付する。 (3) 利用期日の10日前までに利用許可の申請の取消しがあった場合は、使用料の5割の額を還付する。</p> <p>2 備付物件の使用料の還付については、利用期日の前日までに利用許可の申請の取消しがあった場合は、その全額を還付する。 3 利用者が施設を利用しなかった場合は、既に納入された冷暖房料及び実費徴収金の全額を還付する。 4 第1項から前項までの規定により還付を受けようとする者は、文化センター使用料等還付申請書（別記様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日